

# 十日町都市計画道路の変更（新潟県決定）

1. 都市計画道路中 3・4・3 号 高田町南線ほか 2 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な通過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・3	高田町南線	十日町市 錦町一丁目	十日町市 高田町六丁目	十日町市 高山三丁目	約 1,450m	地表式	2 車線	18.0m	幹線街路と平面交差 3 箇所	
	3・4・5	高田町通り線	十日町市 本町二丁目	十日町市 高田町六丁目	十日町市 高田町二丁目	約 1,890m	地表式	2 車線	15.0m ～ 16.0m	J R 飯山線と平面交差 1 箇所 北越急行ほくほく線と立体交差 1 箇所 幹線道路と平面交差 6 箇所	
	3・4・13	本町通り線	十日町市 川治	十日町市 中条	十日町市 本町三丁目	約 5,330m	地表式	2 車線	13.5m ～ 18.0m	J R 飯山線と立体交差 1 箇所 北越急行ほくほく線と立体交差 1 箇所 幹線道路と平面交差 10 箇所	

〔区域及び構造は計画図表示のとおり〕

## 理由

長期未着手となっている都市計画道路について、時間の経過による人口減少や自動車交通需要の鈍化等、社会情勢の変化に対応するため見直しを行った結果、都市計画道路の変更を行うものである。

併せて 3・4・3 号 高田町南線（一般国道 253 号）について、十日町橋の架け替え事業計画を踏まえ、道路線形が現計画から変更となるため、都市計画道路の変更を行うものである。

# 都市計画の案の理由書

## 1 都市の将来像における位置付け

都市計画道路は、多様な機能を持っており都市の住民が社会生活を営むうえで、必要不可欠な都市施設の1つであり、本市においてもこれまでに22路線を都市計画に定めるとともに、順次整備を進め、重要な都市施設としての大きな役割を果たしてきた。

一方、本市の都市計画道路は、その多くが昭和30～60年代に都市計画決定されており、全路線とも都市計画決定後20年以上が経過している。都市計画道路の計画区域では建築制限がかかり、長期にわたって地権者の土地利用に制限を与えている側面もある。

十日町市都市計画マスタープランでは、都市施設整備の方針として、南北方向に縦断する一般国道117号およびJR飯山線を骨格に、これと交差するかたちで東西方向に一般国道252号、253号、北越急行ほくほく線等が交通網を形成しており、このような現状を踏まえて、国道を軸とする広域的な連携を充実するとともに、市内交通の連携強化とさらなる交流の充実を図るとしている。

十日町都市計画区域マスタープランにおいても、一般国道117号、252号、253号が広域幹線に位置付けられ、それを補完し、本区域を結ぶ都市内幹線として、（主）小千谷十日町津南線、（主）大和焼野線、（主）十日町六日町線、（主）十日町川西線、（主）十日町当間塩沢線、（主）十日町塩沢線、（一）当間土市停車場線、（一）十日町停車場線、（一）十日町千手線及び（一）中条田川線を位置付け、将来都市像の実現に向け、効率的・効果的な整備を推進するとしている。

## 2 都市計画の必要性

都市計画道路は、住民の社会生活に必要不可欠なものであり、自動車交通の利用のみならず、市街地の誘導、防災機能等、様々な機能を持ち、本市のまちづくりの方向性を決める重要な役割を担う都市施設として、これまで都市計画に定めてきた。その一方で都市計画決定以来、長期にわたって事業化されていない未着手の道路の存在、それに伴う時間経過の中で都市計画道路としての必要性そのものや道路整備に対する住民意識の変化、更には人口減少や将来自動車交通量が減少傾向にあることなど、都市計画決定時の社会情勢が大きく変化してきている。

このため、本市においては、平成29年度より長期未着手の都市計画道路の見直しの検討を進めており、令和4年度に川西地区の見直しを完了している。

一方、十日町地区においては、住民意見を反映した道路網の検証に時間を要する状況であったことから、令和4年度以降、継続して見直しを行ってきた。

この見直しの結果、道路線形および道路構造の変更を行うため、今回、都市計

画の変更を行うものである。

また、信濃川を渡河する国道 253 号の十日町橋は、架橋（昭和 27 年）から 70 年以上が経過している。変化する社会情勢や必要性能に応じて改良や補修を実施してきたが、老朽化が進行していることから、架け替えが必要となっている。

十日町橋については、平成 30 年度から架け替えに向けた調査や検討等に着手しており、令和 4～5 年度に「現在の十日町橋の直近上流に架け替える案」について、道路概略設計を再検討し、十日町地域の道路交通ネットワーク整備計画案を作成している。その後、関係機関との協議を踏まえて十日町橋の架け替え事業計画ルート（道路線形）が決定したことから、架け替え後の道路線形との整合を図るため、今回、3・4・3 号高田町南線および 3・4・5 号高田町通り線の都市計画道路の変更を行うものである。

### 3 位置・区域・規模の妥当性

#### (1) 3・4・3号 高田町南線（一般国道253号）

当路線は、一般国道117号と松代方面を結ぶ旧国道253号（現3・4・5号 高田町通り線）のバイパスとして都市計画決定（昭和44年5月22日、平成7年12月20日最終決定）された幹線街路（幅員18m、延長1,460m）である。

この路線は、3・5・7号本町西線と松代方面を結ぶ広域的な道路ネットワーク機能を担う幹線街路であり、全延長の整備が完了している。

#### 【起点から3・4・5号 高田町通り線交差点付近までの区間】 継続区間

起点から3・4・5号 高田町通り線交差点付近までの区間は、一般国道117号および3・5・7号 本町西線と、信濃川を渡河し松代方面に接続する十日町橋（一般国道253号）を結んでおり、今後も広域的な道路ネットワーク機能を担うとともに、緊急車両の通行など多くの役割を担う街路としての必要性が高い。また、当路線近隣に位置する十日町総合高等学校および十日町市立南中学校への通学など、歩行者や自転車の通行需要もあり、今後も幹線道路としての必要性が高いことから、現計画を継続する。

#### 【3・4・5号 高田町通り線交差点付近から終点までの区間】 今回変更区間

終点側で当路線と接続する十日町橋については老朽化が進行していることから、現在、十日町橋の架け替え事業計画が進められており、新橋を現位置の直近上流に架け替える計画である。この計画に合わせ、当路線の位置及び一部区間の線形を十日町橋架け替え後の道路線形にあわせて変更するため、当路線の都市計画道路の区域を変更する。

このほか、当路線の将来交通量を踏まえ、車線の数を「2」に定める。

#### (2) 3・4・5号 高田町通り線

当路線は、一般国道117号と3・4・3号 高田町南線を結ぶ道路として都市計画決定（昭和33年3月28日当初決定、平成7年12月20日最終決定）された幹線街路（幅員16m、延長1,870m）である。

この路線は、一般国道117号から商店街を有する市街地部を通り、松代方面へ接続する3・4・3号 高田町南線を結ぶ路線として、広域的な道路ネットワーク機能を担うとともに、緊急車両の通行など多くの役割を担っている路線である。

また、起点（3・4・13号 本町通り線（一般国道117号））から3・3・1号 高山太子堂線までの区間については整備が完了しており、3・3・1号 高山太子堂線から終点（3・4・3号 高田町南線）までの区間については未整備となっている。

今回、十日町橋の架け替え事業計画に伴う3・4・3号 高田町南線の線形変更に伴い、3・4・3号 高田町南線との交差点部における隅切り形状を変更するた

め、当路線の都市計画道路区域を変更する。

このほか、当路線の将来交通量を踏まえ、車線の数「2」に定める。

(3) 3・4・13号 本町通り線（一般国道117号）

当路線は、市街地南側エリアと3・3・1号 高山太子堂線を結ぶ道路として都市計画決定（昭和33年3月28日当初決定、平成7年12月20日最終決定）された幹線街路（幅員18m、延長5,330m）である。

この路線は、一般国道117号として津南方面と小千谷方面を結ぶ本市の中心商業地域を南北に縦貫する広域幹線である。市街地では十日町市役所や十日町駅、十日町病院などの主要施設へアクセスできる路線であることや第1次緊急輸送道路に指定されるなど、多くの役割を担う重要な幹線街路である。

また、起点から3・5・15号 川治明石町線との交差点までの区間および3・5・8号山本高山線から終点までの区間については整備が完了している。

【起点から3・5・8号 山本高山線の区間】 今回変更区間

起点（羽根川橋）から3・5・15号 川治明石町線までの区間

起点から3・5・15号 川治明石町線の交差点までの区間は、現在の計画決定を踏まえ、車道および両側歩道の整備が完了しており、現在、安全に交通処理が行われている。このことから、現在供用している道路区域に合わせ、都市計画道路の区域変更を行う。

3・5・15号 川治明石町線から市道内後城之古線（川治下町交差点）までの区間

当区間は、平成7年の都市計画道路の変更時点では、沿線における土地利用について更なる開発等が進むことにより、両側沿線において市街化や高度利用が進展し、歩行者交通量の増加が見込まれるものとし、幅員を広げる変更を行った。

しかし、その後、当該区間の沿線における土地利用状況について新たな開発等は進まず、沿線の市街化は大きく進展していないことから、計画決定時と比べ、現況の歩行者交通量や社会情勢が大きく変化している。

そのため、沿線の土地利用を踏まえた現況の歩行者交通や将来の交通量の見込みを踏まえ、今回、歩道計画を見直すものである。

当区間の沿道東側は、沿道と道路に高低差があり沿道利用ができない区間があることや、道路の拡幅に伴う多くの住宅の撤去・移転により地域コミュニティの低下が懸念されること、また、今後、沿線での新たな開発などに伴う歩行者の大幅な増加が見込まれないことから、将来的に両側に歩道を整備する必要性は低下しているため、今回、東側の歩道を廃止し、西側のみの片側歩道に計画を変更する。

なお、歩道の幅員については、当区間は十日町市街地の縁辺部に位置し、沿線が工業系の土地利用計画であることを踏まえると、当区間では歩行者の通行は限定的であり、将来的にも大幅な増加は見込まれないため、3.5mから2.5mに変

更する。

市道内後城之古線（川治下町交差点）から3・5・8号 山本高山線までの区間  
当区間は、上記 区間と同様に、平成7年の都市計画道路の変更時点では、  
沿線における土地利用について更なる開発等が進むことにより、両側沿線におい  
て市街化や高度利用が進展し、歩行者交通量の増加が見込まれたため、幅員を広  
げる変更を行った。

しかし、その後、当該区間の沿線における土地利用状況について新たな開発  
等は進まず、沿線の市街化は大きく進展していないなど、計画決定時と比べ、現  
況の歩行者交通量や社会情勢が大きく変化している。

そのため、沿線の土地利用を踏まえた現況の歩行者交通や将来の交通量の見  
込みを踏まえ、今回、歩道計画を見直すものである。

当区間の西側は、現在、第一種住居地域が指定されており、多くの住民が住  
んでいることや、川治小学校、十日町市役所、十日町警察署、郵便局、農協等の  
公共的な施設が集まっているほか、沿道東側には傾斜地があり沿道利用ができな  
い区間があることから、現計画どおり両側歩道の整備を行った場合、道路の拡幅  
に伴う多くの住宅の撤去・移転により地域コミュニティの低下が懸念されるこ  
と、今後、新たな開発などに伴う歩行者の大幅な増加は見込まれないことから、  
将来的に両側に歩道を整備する必要性は低下しているため、今回、東側の歩道を  
廃止し、西側のみの片側歩道に計画を変更する。

なお、歩道の幅員については、当区間西側には公共的施設が集まっており、  
今後も当区間では歩行者が集中することが見込まれるため、幅員は現計画を継続  
することとし、3.5mとする。

#### 【3・5・8号 山本高山線から終点（3・3・1号 高山太子堂線）の区間】

今回、3・5・12号 本町東線（十日町市決定）及び3・5・14号 新座四日町線  
（十日町市決定）の一部区間廃止の都市計画変更に伴い、当路線の都市計画道路  
区域（3・5・12号 本町東線及び3・5・14号 新座四日町線との交差点隅切部）  
を変更する。

なお、当区間は、上記交差点隅切部を除き整備が完了しており、市の中心部に  
位置するとともに、一般国道117号として広域幹線の役割を担い、第1次緊急輸  
送道路にも指定されている。そのため、今後も都市計画道路としての必要性が高  
いことから、現計画のまま継続とする。

なお、当路線の将来交通量を踏まえ、車線の数を「2」に定める。

変更の概要(新旧対照表)

(新)

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な通過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表面式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・3	高田町南線	十日町市錦町一丁目	十日町市高田町六丁目	十日町市高山三丁目	総延長 約 1,450m 内訳 ・地表式 W=18.0m : L=約 1,450m	地表式	2車線	18.0m	幹線街路と平面交差 3箇所	
	3・4・5	高田町通り線	十日町市本町二丁目	十日町市高田町六丁目	十日町市高田町二丁目	総延長 約 1,890m 内訳 ・地表式 W=15.0m : L=約 420m W=16.0m : L=約 1,470m	地表式	2車線	15.0m ~ 16.0m	J R 飯山線と平面交差 1箇所 北越急行ほくほく線と立体交差 1箇所 幹線街路と平面交差 6箇所	
	3・4・13	本町通り線	十日町市川治	十日町市中条	十日町市本町三丁目	総延長 約 5,330m 内訳 ・地表式 W=10.2m (JR 飯山線との交差部) : L=約 15m W=13.5m : L=約 860m W=14.5m : L=約 1,070m W=18m : L=約 2,980m W=22m (JR 飯山線との交差部) : L=約 405m	地表式	2車線	13.5m ~ 18.0m	J R 飯山線と立体交差 1箇所 北越急行ほくほく線と立体交差 1箇所 幹線街路と平面交差 10箇所	

下線部を変更

(旧)

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な通過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・3	高田町南線	十日町市大字高山字水上	十日町市子字上島	十日町市大字高山字塚下	総延長 約 1,460m 内訳 ・地表式 W=18.0m : L=約 1,460m	地表式	-	18.0m	幹線街路と平面交差 3箇所	
	3・4・5	高田町通り線	十日町市子字西一ノ丁	十日町市子字上島	十日町市子字上原	総延長 約 1,870m 内訳 ・地表式 W=15.0m : L=約 420m W=16.0m : L=約 1,450m	地表式	-	16.0m	J R 飯山線と平面交差 1箇所 北越北線と立体交差 1箇所 幹線街路と平面交差 6箇所	
	3・4・13	本町通り線	十日町市大字川治	十日町市大字中条丙	十日町市寅甲字西三ノ丁	総延長 約 5,330m 内訳 ・地表式 W=10.2m : L=約 15m W=18m : L=約 4,910m W=22m : L=約 405m	地表式	-	18.0m	J R 飯山線と立体交差 1箇所 北越北線と立体交差 1箇所 幹線街路と平面交差 12箇所	

下線部を変更

十日町都市計画道路を変更する土地の地名一覧

名称		変更前 ( )	廃止する区域	追加する区域	変更後
3・4・3	高田町 南線	十日町市 錦町一丁目 錦町二丁目 大字高山 字西原 字東原 字水上 字中道 字塚下 字上島 子 字上島 大字高山丙 字蟹原  の各一部	十日町市 高田町六丁目  の一部	十日町市 高田町六丁目  の一部	十日町市 錦町一丁目 錦町二丁目 高山二丁目 高山三丁目 高山四丁目 高田町六丁目  の各一部
3・4・5	高田町 通り線	十日町市 子 字西一ノ丁 字西二ノ丁 字上原 字浦田 字中沢 字久保田 字住吉  泉 住吉町 春日 大字高山 字外谷内 字内谷内 字北 字北高山 字山口 字下平 子 字上島 大字高山丙 字古道 字上島  の各一部	十日町市 高田町六丁目  の一部	十日町市 高田町六丁目  の一部	十日町市 本町二丁目 高田町一丁目 高田町二丁目 高田町三丁目 高田町三丁目西 高田町三丁目南 高田町四丁目 高田町五丁目 高田町六丁目  の各一部

( )平成7年都市計画変更当時の住所表示

以降、地籍調査に基づく住所表示変更あり

名称		変更前( )	廃止する区域	追加する区域	変更後
3・4・13	本町通り線	十日町市 大字川治 字下川原 大字川治 大字山本 字川端 字幅下 字屋敷 字城ノ下 字村の中 字はしご田 字大林割 字頭なし 字反り目 字稲荷田 字かに原 字道下 字北下り 原 字蕪沢 字道下 字道上 字榎木端 字栃山田 辰甲字東一ノ丁 字東二ノ丁 字東三ノ丁 子 字西一ノ丁 字西二ノ丁 寅甲字西三ノ丁 字西四ノ丁 字町下 字四ツ宮 卯 字東四ツ丁 字四ツ宮 字宮ノ下 字下川原 字上川原 字四ツ宮下 宇都宮 大字新座甲 大字四日町新田 大字四日町 大字尾崎 大字中条丙  の各一部	十日町市 川治 山本町一丁目 山本町二丁目 山本町三丁目 山本町四丁目 山本町五丁目 本町二丁目 四日町 尾崎  の各一部	十日町市 川治 山本町一丁目 山本町二丁目 山本町三丁目  の各一部	十日町市 川治 山本町一丁目 山本町二丁目 山本町三丁目 山本町四丁目 山本町五丁目 本町一丁目上 本町一丁目下 本町二丁目 本町三丁目 本町四丁目 本町五丁目 本町六の一丁目 高田町一丁目 神明町 新座 四日町新田 四日町 尾崎 中条  の各一部

( )平成7年都市計画変更当時の住所表示  
 以降、地籍調査に基づく住所表示変更あり